

東京帝 坤第三二二二号  
国大学

大学院学生君島八郎ニ治水ニ関スル調査囑託並出張之件ニ付御  
照会之趣承了右本学於テハ差支無之候此段及御答候也

年 月 日  
調毒調査委員長宛  
総 長

(欄外注記1)

「五月廿二日送達済」

「官庁往復」明治三十五年、㊦B33」

281 東京帝国大学大学院学生万年信吉へ治水関係調査助手を

囑託する件照会

〔明治三十五年四月十四日〕

(朱書)  
〔発第二九号〕

大学院学生 万年信吉

右ハ農科大学教授本多静六ヨリ当委員トシテ栃木群馬両県下へ  
出張ノ際助手トシテ同行致度旨請知有之本会ニ於テモ必要ト認  
メ候ニ付出張シ度候条御差支無之候ハ、御許可相成候様致度  
此段及御照会候也

明治卅五年四月十四日

調毒調査委員長 奥田義人 ㊦

東京帝国大学総長理学博士 山川健次郎殿

明治卅五年五月廿二日

書記官 (丸山熊男)(中村恭平) ㊦  
書記 (富塚恂)(榎本勝多) ㊦

(欄外注記1)  
総長 (山川健次郎) ㊦

案